

令和5年10月 23 日(月)  
指定地域密着型サービス事業所対象集団指導

## 運営に係る留意事項について

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 介護給付担当

## 内容

1	集団指導の目的.....	1
2	地域密着型サービスの運営に係る留意事項.....	1
	(1) 各種申請について.....	1
	(2) 運営推進会議、介護・医療連携推進会議の設置について.....	2
	(3) 自己評価・外部評価等の報告.....	4
	(4) 業務管理体制の整備について.....	5
	(5) 住所地特例制度について.....	7

令和5年10月1日時点での指定基準等をもとに作成されています。

今後の改正等で内容が変更となる可能性があります。ご了承ください。

## 1 集団指導の目的

本集団指導は、松本市内に所在する「指定地域密着型サービス事業所」及び「指定地域密着型介護予防サービス事業所」を対象に、法令を遵守した適切な事業運営、適切なサービス提供に資することを目的として、「松本市介護保険サービス事業者等指導要綱」に基づき実施しています。

## 2 地域密着型サービスの運営に係る留意事項

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域で生活を継続するために必要な入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行う松本市民のためのサービスであり、原則として松本市民(松本市の被保険者)のみが保険給付の対象となるサービスです。

(介護保険法第42条の2第1項)

### (1) 各種申請について

#### ア 指定更新について

平成18年4月の介護保険法の改正により、指定の更新制度が導入され、指定の有効期間満了の日(指定を受けた日から6年経過した日)前に更新手続きを完了しなければ、指定の効力を失うことになります。

指定更新時期になりましたら、更新申請手続きを行ってください。

なお、申請書類の提出期限等につきましては、更新時期が近くなりましたら、約2ヶ月前に対象事業所あてにお知らせします。

#### イ 各種届出

##### (ア) 変更届について

地域密着型サービス事業所の指定を受けた内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に「変更届出書」を提出してください。

##### (イ) 休止・廃止の届出について

事業を休止又は廃止する場合には、休止又は廃止しようとする日の1ヶ月前までに、市に届出を行う必要があります。

例えば、令和5年10月31日まで事業を行い、令和5年11月1日午前零時をもって事業を休止又は廃止する場合、休止又は廃止の年月日は令和5年10月31日となります。

なお、休止又は廃止にあたっては、休止又は廃止後における利用者全員の処遇(いつ、どの事業所に移行するか等)についても報告(任意様式)をお願いします。

##### (ウ) その他(事業所の移転等)

事業所の移転・改築については、設備に関する基準を満たしているか確認を行う必要があるため、移転や改築前に市へご相談ください。なお、市外への移転の場合は、松本市への廃止届出書と移転先の市町村へ指定申請書の提出が必要となります。

#### ウ 加算の届出・変更

新たに加算の算定を行う又は加算の取り下げを行う地域密着型サービス事業所は、次の書類の届出を市に行う必要があります。

- ◎介護給付費算定に係る体制等に関する届出書様式(別紙3-2)
- ◎介護給付費算定に係る体制等状況一覧表様式(別紙1-3)
- ◎新たに算定しようとする加算に応じて必要な添付書類

#### (ア) 算定の開始時期

加算の算定の開始時期は、届出を行った時期により異なります。

なお、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、書類提出の期限が異なりますのでご注意ください。

<(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護>

- ◎各月の1日に市に届出を行った場合 ⇒ 当該月から適用
- ◎各月の2日以降に市に届出を行った場合 ⇒ 翌月から適用

<上記以外のサービス種別>

- ◎各月の15日以前に市に届出を行った場合 ⇒ 翌月から適用
- ◎各月の16日以降に市に届出を行った場合 ⇒ 翌々月から適用

- ・ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、サービス種類に関わらず算定開始月の前々月末日に届出を行う必要があります。

#### (イ) 算定要件を満たさなくなった場合

加算等の算定は、要件に該当しなくなった日から行うことができません。事業所の体制等が加算の要件に該当しなくなった(該当しなくなることが明らかになった)場合には、速やかに加算等の取り下げの届出を行ってください。

#### (2) 運営推進会議、介護・医療連携推進会議の設置について

地域密着型サービス事業所においては、運営推進会議又は介護・医療連携推進会議(以下「運営推進会議等」)等の設置が義務付けられています。

事業所が、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保・向上を目的として設置するものです。

#### ア 会議を実施する主な目的

- (ア) 事業所による利用者の「抱え込み」を防止する
- (イ) 地域との連携を確保する
- (ウ) 地域に開かれたサービスとする
- (エ) サービスの質の確保を図る

#### イ サービス種別の設置する会議及び開催頻度

サービス種別	設置する会議	開催頻度
・(介護予防)認知症対応型通所介護	運営推進会議	6月に1回以上
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護		2月に1回以上
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		2月に1回以上
・(介護予防)認知症対応型共同生活		2月に1回以上
・地域密着型通所介護		6月に1回以上
・地域密着型特定施設入居者生活介護		2月に1回以上
・看護小規模多機能型居宅介護		2月に1回以上
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護・医療連携推進会議	6月に1回以上

#### ウ 会議の構成員

原則として、下記の者を構成員とする必要があります。各構成員が会議に参加できるように開催日時・方法等についてご配慮をお願いいたします。

(ア) 利用者
(イ) 利用者の家族
(ウ) 地域住民の代表者 例)町会、老人クラブ、婦人会等の地域団体の代表者等、民生委員、公民館長 ※必ずしも団体の長を選任する必要はありません。
(エ) 知見を有する者 例)高齢者福祉や介護保険制度等に関する学識経験者や同種事業の他事業所の職員
(オ) 地域包括支援センター職員や市町村の職員

#### エ 留意事項

- (ア) 会議では、サービス提供の状況や苦情、事故等の報告、今後の活動予定等の事業所での活動の様子等を報告してください。
- (イ) 身体的拘束適正化検討委員会等の事業所職員の他に第三者や専門家を交える会議と一体的に設置・運営することができます。
- (ウ) 町会や公民館など地域との情報交換や課題検討の場にご活用ください。
- (エ) 会議の議事録は、利用者や来訪者が手に取って閲覧できる場所に掲示又は設置してください。
- (オ) 運営推進会議等における報告等の記録は、2年間保存してください。
- (カ) 松本市では会議の開催状況について報告をお願いしています。下記ホームページに詳細が記載されているため、ご確認のうえ引き続きご協力をお願いします。  
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/63/1830.html>
- (キ) 令和2年5月11日付け松福高第94号でご案内した内容(感染拡大防止の観点から、報告内容や議題について構成員等に文章で通知する等、代替策を講じ、実施することで開催したこととみなす取扱い)は、令和5年5月10日付け松福高第85号で取扱いの終了をお知らせしています。改めてご理解いただき適切な会議運営をお願いいたします。
- (ク) 各構成員がやむを得ない事情により、運営推進会議等に参加できない場合であっても、事前に資料を送付し意見を得た上で運営推進会議等に報告等することにより、各構成員の一定の関与を確保するように努めてください。

### (3) 自己評価・外部評価等の報告

下記の事業所については、運営推進会議等に加え、自己評価及び外部評価を実施する必要性があります。

・認知症対応型共同生活介護	・小規模多機能型居宅介護
・看護小規模多機能型居宅介護	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### ア 自己評価

サービス水準の向上を目的に自ら提供するサービスの質を評価する自己評価を行い、提供するサービスについて個々の従業員の意識を向上させ、事業所全体の質の向上を目指すものです。

その結果を公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議等へ報告し、評価を受け公表することになっています。

#### イ 外部評価

運営推進会議等において、自己評価結果に基づき、提供されるサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、第三者の観点から評価を行うことにより新たな課題や改善点

を明らかにするものです。

第三者機関を活用し外部評価を実施した場合には第三評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等について、重要事項説明書等を活用して利用者に説明を行ってください。

#### ウ 認知症対応型共同生活介護について

認知症対応型共同生活介護に限っては、「長野県地域密着サービス評価事業実施要項」に基づき自己評価及び外部評価の実施が定められています。

- (ア) 外部評価について、運営推進会議を活用した外部評価を受けた場合は、外部評価を受審したものとみなすことが可能
- (イ) 認知症対応型共同生活介護は要件を満たした場合、受審回数を2年に1回とすることが可能である。ただし、運営推進会議を活用した外部評価を受けた場合には、要件の一つである「5年間継続して外部評価を受審している事業者」の要件の適用にあたって継続年数に算出できない。

参考資料:『長野県地域密着型サービス評価事業実施要領』

[https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyoka/gaibuhyoka/documents/gaibu\\_youryou.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/daisansha/hyoka/gaibuhyoka/documents/gaibu_youryou.pdf)

#### (4) 業務管理体制の整備について

##### ア 届出について

介護保険法(介護保険法第115条の32～第115条の34)により、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じ定められています。また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることが必要です。

なお、届出は、事業所単位ではなく、事業者(法人)単位となります。

※届出が必要な場合は以下のとおりです。

- ◎業務管理体制の整備に関して届け出る場合(新規開設時等)
- ◎事業所等の指定等により事業展開地域が変更し、届出先区分に変更が生じた場合
- ◎届出事項に変更があった場合

#### (7) 届出先

下図に示す区分のとおり、事業所の運営状況に応じて届出先が異なりますのでご注意ください。

区分	届出先
1 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
2 2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所所在地の都道府県
3 全ての事業所等が松本市内にのみ所在する事業者	松本市
4 上記以外	長野県

#### (1) 届出先の例

- a 松本市で小規模多機能型居宅介護のみ運営している事業者  
⇒ 松本市へ提出
- b 松本市で認知症対応型共同生活介護と訪問介護事業所を運営している事業者  
⇒ 松本市へ提出
- c 松本市で介護老人福祉施設と認知症対応型共同生活介護、居宅介護支援事業所を運営している事業者  
⇒ 松本市へ提出
- d 松本市と他市町村で認知症対応型共同生活介護を運営している事業者  
⇒ 長野県へ提出

#### イ 整備内容

事業者で整備すべき内容は、指定・許可を受けている事業所数によって変わります。

- ・ 事業所数が20未満の事業者  
⇒「法令遵守責任者の選任」が必要
- ・ 事業所数が20以上100未満の事業者  
⇒「法令遵守責任者の選任」に加え「法令遵守規程の整備」が必要
- ・ 事業所数が100以上の事業者  
⇒「法令遵守責任者の選任」に加え「法令遵守規程の整備」と「業務執行の状況の監査」が必要

#### (7) 事業所数の数え方

- a 事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
- b 同一の事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は、別事業所として数えます。
- c 同一の事業所が「認知症対応型共同生活介護」と「介護予防認知症対応型共同生

活介護」の指定を受けている場合には、事業所数は2と数えます。

- d 健康保険法の指定があったとき介護保険法の指定があったものとみなされている事業所は除きます。
- e 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、数に含めません。

(イ) 変更届について

- a 届出は、事業所単位ではなく、事業者(法人)単位となります。
- b 事業所所在地の拡縮やサービス種別の加除に伴い、届出先に変更が生じた場合には、変更前変更後それぞれの行政機関に届出が必要です。
- c 法人代表や管理者等の変更に伴い、業務管理体制の変更届(法令遵守責任者の変更等)が必要な場合がありますので、提出漏れがないようお願いいたします。

(5) 住所地特例制度について

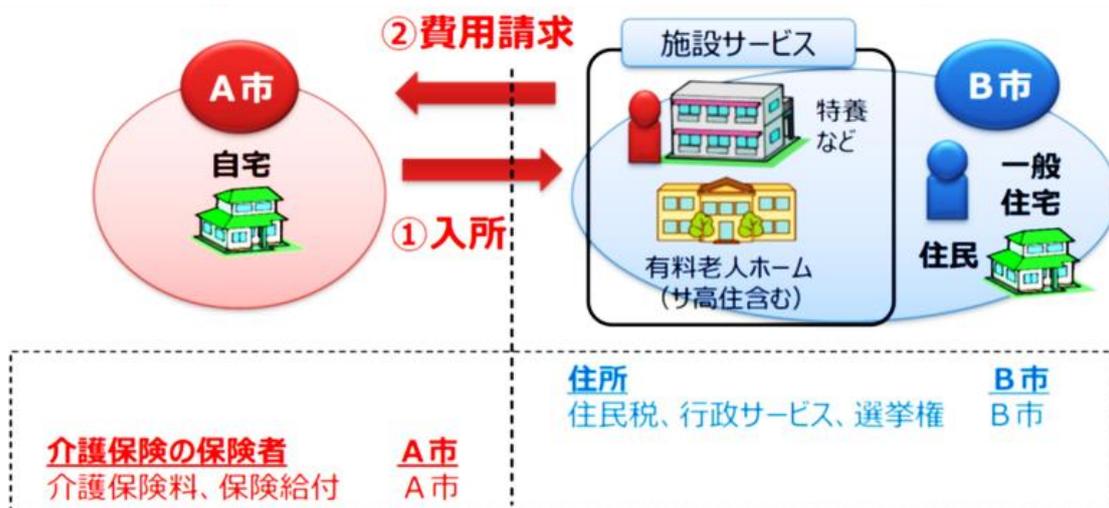
介護保険制度においては、地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則ですが、この原則のみでは介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまう恐れがあります。

このため、特例として施設等に入所・入居する場合には、「住民票を移しても」、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み(住所地特例)が設けられています。具体的には、住所地特例の対象となる施設等(下図参照。以下「住所地特例対象施設」)に入所・入居し、その市区町村(保険者)の管内に住所を移した被保険者については、施設等入所・入居前の市区町村(保険者)が引き続き保険者となり、入所・入居にかかる保険給付を引き続き行うこととなります。

住所地特例対象施設
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
介護医療院
養護老人ホーム
軽費老人ホーム(ケアハウス)
有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅 (有料老人ホームに該当するサービスを提供するもの)

※ 地域密着型の施設(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)は、住所地特例の対象となりません。

住民票の異動があるかが一番重要



(出典) 厚生労働省老健局介護保険計画課「平成 30 年地方分権改革に関する地方からの提案への対応について」(平成 30 年 12 月 5 日) 資料より作成

留意事項

- 市外の被保険者から利用の相談を受けた場合  
松本市の地域密着型サービスは、松本市民のみが利用できるサービスです。利用を開始するにあたっては、松本市に住民票を有する方又は松本市の被保険者であることを必ず確認してください。  
松本市に住民票を有さない、かつ松本市の被保険者でない方が松本市の地域密着型サービスの利用を開始した場合、介護報酬は算定できません。当該利用者や利用者家族に十分に説明を行い、トラブルが起こらないようにご注意ください。



- 住所地特例対象者の利用  
他市町村の被保険者でも、松本市内の住所地特定対象施設に入居し、松本市に住民票を移している方は、特定地域密着型(介護予防)サービスを利用することが可能です。

また、この場合の請求は、松本市ではなく被保険者証の発行元の市町村へ行ってください。

特定地域密着型(介護予防)サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護
(介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護

(例)

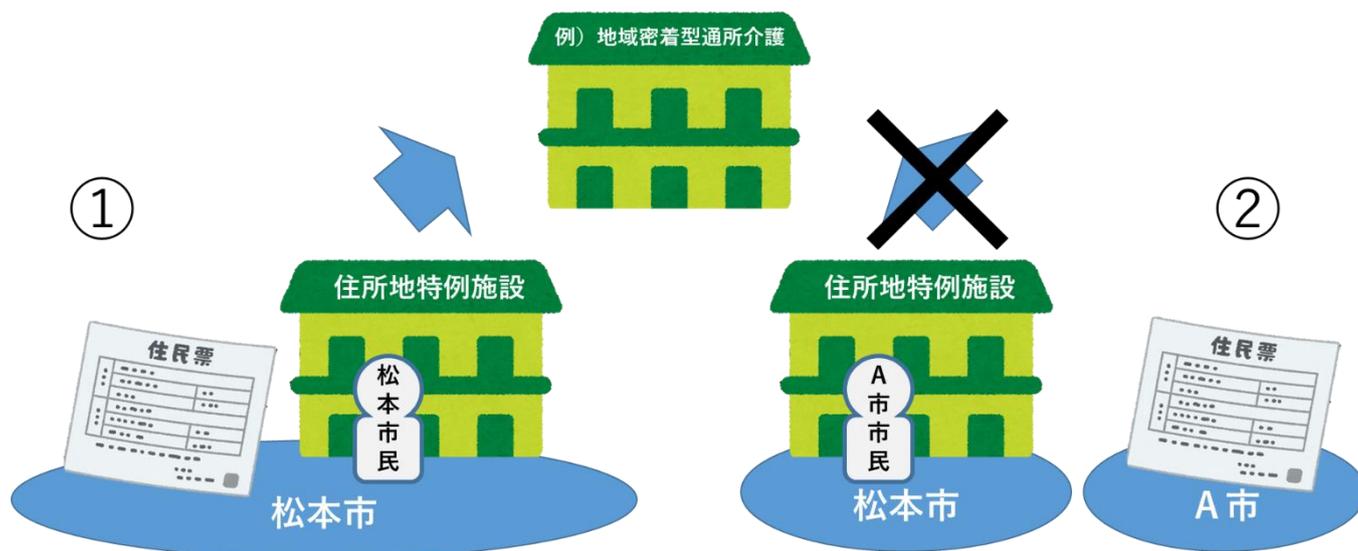
A市から松本市の住所地特例対象の住宅型有料老人ホームに入居し、特定地域密着型(介護予防)サービスの利用を希望する場合

①松本市に住民票を移している。

- 住所地特例制度が適用され、A市の被保険者であるが、松本市民である。そのため、他市町村の被保険者であっても特定地域密着型(介護予防)サービスの利用は可能。

②松本市に住民票を移していない。

- 住所地特例制度が適用されず、A市の被保険者かつA市市民である。そのため、特定地域密着型(介護予防)サービスの利用は不可能。



- 現に市外の被保険者が利用されている事業所  
この場合、当該利用者の保険者(市区町村)からも介護保険法に基づく指定を受けています。

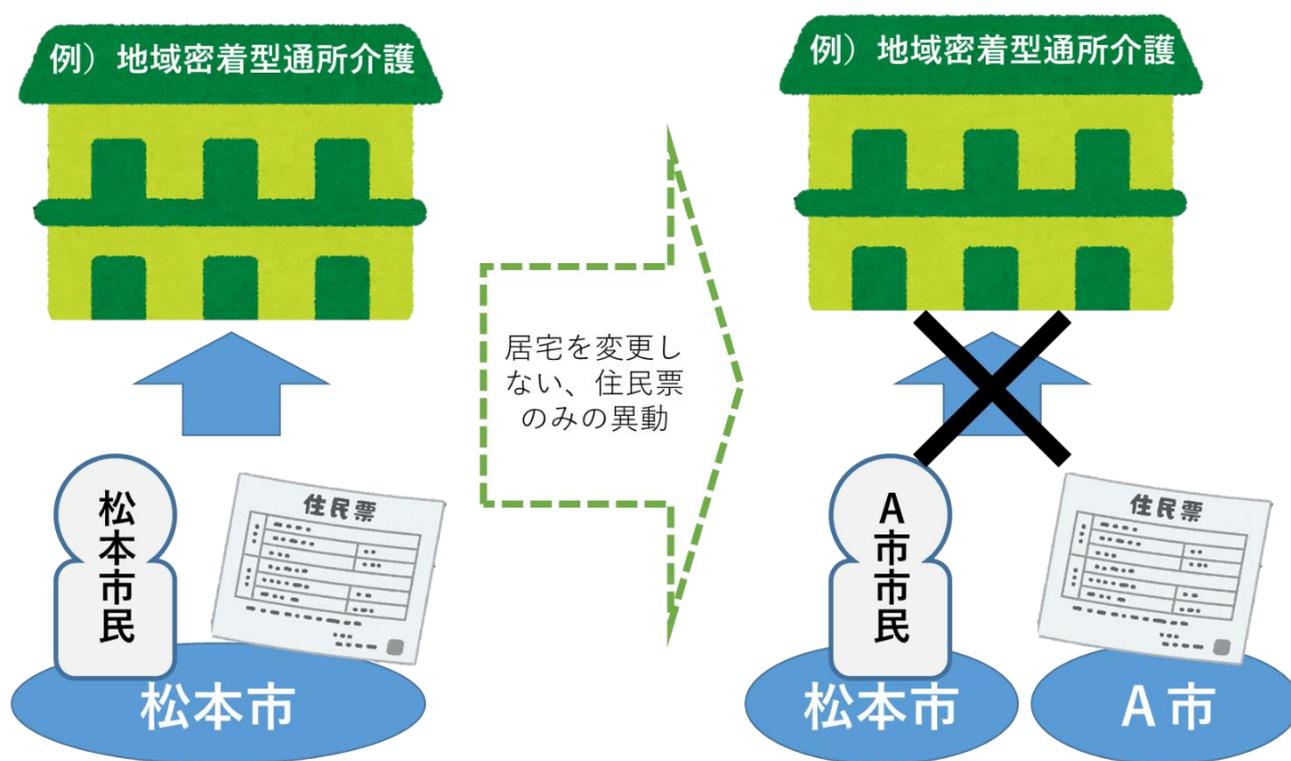
したがって、指定更新や変更届、各種加算の届出等の手続きについて、松本市への手続きの他、当該保険者への手続きも必要になります(手続きの方法については、当該保険者へお問い合わせください)。

また、当該利用者が利用を終了した場合は、当該保険者への連絡をお願いします。

● 市外への住民票の異動

松本市の地域密着型サービスを現に利用している場合であっても、利用者やその家族等が当該利用者の住民票を市外に異動して松本市の被保険者ではなくなった場合、地域密着型サービスが利用できなくなります。

契約等の際には、十分に説明を行うようお願いします。



(例)

松本市の地域密着型特定施設入居者生活介護に入居していた方が、A市に転居し、転入先の市町村に転入届を提出した場合。

①A市への転入日が、施設退去日より後の場合

➢ 退去日は介護報酬の算定が可能

②A市への転入日が、施設退去日と同一日の場合

➢ 退去日は介護報酬の算定が不可能(転入日からA市市民となったため)

	3月31日	4月1日	4/2以降
本人のお身体	終日施設に入居	AMのみ施設に入居 PMに退去	
①A市への転入日が、施設 退去日より後の場合	請求可能 ○	請求可能 ○	他市町村に転入
②A市への転入日が、施設 退去日と同一日の場合	請求可能 ○	他市町村に転入 請求不可 ×	